

No	出市区	器高	口径	高台高	高台径	底径	底径	つまみ径	特徴	No	出市区	器高	口径	高台高	高台径	底径	底径	つまみ径	特徴
321	大 肆									361	中央井戸 小 組	3.5	12.7	0.5	7.2				
322	*		16.0							362	*	2.7	9.9	0.5	4.9				
323	*									363	*	2.4	13.0	0.2	7.7				
324	*		46.1							364	*	2.3	10.1	0.5	5.3				
325	*		41.1							365	*			0.2	7.3				
326	*		26.1							366	*		7.3					9.0	
327	*		21.8							367	*		10.7					11.9	
328	*		12.1							368	*		7.3					8.5	
329	*				胴部 28.3					369	*	2.7	6.7					7.9	3.1
330	*		15.0		8.1					370	*		11.1					12.5	
331	*		16.0							371	*		7.0					8.0	
332	*				径 8.1					372	*		11.6					13.0	
333	*				* 9.2					373	*		8.6					9.6	
334	*				* 8.1					374	*		7.1						
335	*				* 7.2					375	*	3.7	6.5					9.1	2.1
336	*				* 8.2					376	*	3.0	6.5					9.0	1.2
337	*				* 13.0					377	*	3.6	6.5					8.3	1.8
338	*		15.0							378	*		9.0						
339	*				外径12.9 内径11.0					379	*								
340	中央井戸 小 組	5.3	14.3	0.7	5.0					380	*	5.2	4.0	2.1	4.3				
341	*		2.5	9.0	0.6	3.9				381	*								
342	*		14.1							382	*		9.0						
343	*	1.8	7.4							383	*		8.6						
344	*		9.4							384	*		8.5						
345	*		7.0							385	*		8.8						
346	*			0.6	4.1					386	*								
347	*	5.4	9.3	0.5	4.0					387	*	2.1	10.1						
348	*	5.3	10.2	0.6	4.0					388	*	2.0	8.9						
349	*		8.0							389	*	2.4	10.6						
350	*	5.5	8.9	0.5	3.5					390	*	3.8	20.6						
351	*	5.3	10.0	0.7	3.5					391	*	4.0	20.1						
352	*		10.5							392	*	2.0	11.0						
353	*	5.0	9.8	0.4	4.0					393	社殿1			0.5	4.5				
354	*	4.3	8.0	0.5	3.8					394	*			0.4	3.7				
355	*			0.5	5.4					395	*			0.8	3.9				
356	*	5.6	7.6	0.2	4.1					396	*			0.6	5.1				
357	*	4.4	9.2	0.5	3.3					397	*	2.7	10.3	0.2	5.5				
358	*			0.5	4.0					398	*		3.6					5.4	
359	*	6.0	11.2	0.6	5.0					399	*		13.2						
360	*	5.8	9.7	0.6	4.8					400	*	4.3	8.1	0.6	3.2				

No	出土区	器高	口径	高台高	高台径	底径	底径	つまみ径	特 徴
401	社殿1	2.2	9.9			7.0			
402	*					12.4			
403	御台所	1.7	6.5				8.1		
404	*	1.6	8.2				9.0		
405	*	4.5	6.7			3.1			
406	*	4.3	5.8	0.2	3.1				
407	*			0.6	4.8				
408	*	6.2	12.5	0.6	5.5				
409	*	3.5	13.3				13.5	3.6	
410	*	9.3	7.4	0.2	6.1				
411	*	8.0	13.9			4.8			
412	*	10.1	9.0			5.1			
413	*								
414	*		24.4						幅33.9cm
415	*	5.7	7.7	0.7	3.4				
416	*	6.5	12.1	1.5	5.1				
417	*	5.6	5.3	3.1	4.1				
418	*	6.0	15.5	0.9	8.2				
419	*		24.0						
420	*		27.9						胴部26.3cm
421	*								
422	*	2.7	5.5				7.0	1.2	
423	*	2.5	7.2	0.8	2.5				

※本報告書作成における参考文献

鹿児島（鶴丸）城本丸跡 鹿児島県教育委員会 1983.3

戸崎勝洋, 吉永正史, 五味克夫

鹿児島（鶴丸）城二之丸跡 鹿児島市教育委員会 1984.3

出口 浩, 下鶴 弘, 五味克夫

六曲半双屏風 鹿児島市立美術館 大江出版社

元禄・宝暦の鹿児島城絵図 東京大学資料編纂所

## ま と め

鹿児島城二之丸跡のうち今回発掘調査した旧鹿児島大学医学部グラウンドに検出された遺構は、建物跡に推定されるものをはじめ内濠跡、門跡、石管水道跡、神殿跡2、石段、井戸跡、水槽、池溜跡、排水溝、堀跡などさまざまである。また発見した遺物は瓦器質大浅鉢屋根瓦のほか染付磁器、植木鉢、油壺、皿、碗、猪口、屋根瓦、薩英戦争当時の英国海軍のものと思われる砲弾などがある。陶磁器は薩摩焼を主とするが伊万里焼、琉球焼、宋胡録写なども含まれている。これらの遺構、遺物は爾後に逐一検討する機会は得られなかったが調査で得られた知見に基づいて以下のようにまとめることとした。

### 第1節 各遺構について

#### 内濠について

鹿児島城跡は本丸北側城壁と東側城壁は今日でも濠を繞らしてある。明治11年に書き写された成尾常矩の城内指図には本丸南壁と二之丸の間に堀が示されているけれども、調査時鹿児島城跡は本丸北側城壁、東側城壁の周りに濠が残るのみである。しかし、これまで知られている資料には、ここに濠があることを示したものはあったが濠は表出していなかったし、これまでこの実際を知ることができなかったのも事実である。また本丸東側城壁に続く二之丸東側城壁の接点には、積石の規格ばかりでなく工法が異なることを示す明確な画線がある。この画線が何を物語るのか今日まで疑問はあったにせよ、それらの疑問に容易に対処できなかったことは、ひとつの事実として指摘しても決して誤りでないと思う。ところが今回の発掘調査で本丸跡南側城壁と二之丸跡の間に東西の長さ72.5m、南北の幅員14.0m(間・尺)の内濠を検出した。検出された内濠は成尾常矩鹿児島城指図と比較したとき、間仕切があるなどと細部は多少異なるけれども大筋で記録の信憑性を一段と高めたことは否めない。ただ、この内濠は検出されたa-1'~4'区で終止しないものであることは、発掘調査はもとより本県の関係者が(1990年)最初に確認した元禄9(1696)の「鹿児島城絵図」(東京大学資料編纂所蔵)からも明らかである。発掘調査ではa-1'~4'区に面を内側にした平積みの凝灰岩切石があり、その後方に後詰めと推定される凝灰岩切石、更に約1.5mの間隔をおいて東西方位に並んだ凝灰岩切石列を検出したこともあって、f-1'~4'区まで内濠が続いていると推知することはできなかった。しかし調査当時行った遺構確認の深掘りの知見と後日判明した上記の鹿児島城絵図を突き合せた結果、本丸南側城壁に沿う内濠はf-4'区が西端であることが判明した。次に内濠は、f-1'~4'区からは南へ矩形に折れf・gの画線沿いに、f~d-15'区の中程まで延びていたことは確かである。それで本丸・二之丸間内濠の西端は、a-1'~4'の石積でなくf・g-1'~4'区の画線辺りであることは間違いない。a-1'~4'区の石積みを内濠の西端とした事情もあってc~f-1'区及びd~f-4'~15'区に推定される内濠の一部は発掘調査していない。しかし、d・e-3'・4'区及びd・e-8'・9'区の2か所で遺構有無の最終の確認をするため深掘りした結果、二か所共に表層下約1mは水分を多量に含んだ黒褐色腐植土層があり、その下からは割れ

た瓦が多量に発見された。ここは湧水が多く、瓦片は黒褐色腐植土で汚れているのは勿論、深掘りのところは混濁して状況の詳細な把握は著しく困難のまま瓦溜りとしたけれども内濠 a-M-1'~4'区も同じように、腐植土に混って陶磁器片が多く出土したところ或いは瓦片の出土が多かったところさまであったので、この2か所を含む内濠のこの一所も瓦捨場にした可能性は極めて高い。従って先の絵図と深掘りで得た知見からここにも内濠があったことを確定してよいと考える。f~d-1'区からの長さが絵図のとおり29間(52.2m)であれば、内濠はf・d-15'区まで及んでいたことになる。次に元禄9年の鹿兒島城絵図は、f~d-1'~15'区に及んでいた内濠がここで再度方向を矩形に変え、後背の城山の方に設けてあった状況とその部分の長さを描いてある。ここは発掘調査した二之丸跡に比べ約4m高く、未だ鹿兒島大学用地で発掘調査対象地になっていなかったところであるが、城山との境には凝灰岩切石の平積み石垣が残っているので、f~d-15'区から再度方向を変えた内濠はこの石垣の回りまで続いていたものと推定され、その長さはc・d-1'~15'の画線から57.6m(32間)である。

以上述べた内濠は元禄9(1696)年の鹿兒島城絵図及び正徳3(1713)年の御城絵図の何れにも示されている。また本丸跡と二之丸跡の間の内濠は、成尾常矩の鹿兒島城内指図に明示されているものである。本丸跡と二之丸跡の間に、今回検出された内濠は上記三者のそれぞれの記録と合致する。また発掘調査区西のd~f-1'~15'区のうち、深掘りした2か所で得た瓦片及び検出状況の知見は嚙に述べた如く、元禄9年の鹿兒島城絵図及び正徳3(1713)年の御城絵図に描かれている内濠の所在を否定するものではない。ただf・g-1'~15'画線から西の城山山麓へ続く内濠の一部は発掘調査に基づき直接の知見は得ていないがf~M-1'~4'区、f~c-1'~15'区同様、これまで得た内濠に係る知見と元禄9(1696)年の鹿兒島城絵図及び正徳3(1713)年の御城絵図に合致するので、内濠はf・g-13'~15'区以西に及んでいたものと推知して支障はないと考える。

次に始めに触れた本丸と二之丸東側城壁の接点に見られる画線が生じた時期について述べることにしたい。この画線を描いてある絵図は「城山南面屋形前之図」(紀行篇画帖所収)、鹿兒島城下略絵図(薩摩風土記所収)、「天保年間鹿兒島城下絵図」(鹿兒島市立美術館蔵)、「鹿兒島城絵図」(東京大学史料編纂所蔵)などである。この中で最も明瞭な画線で描いてあるのは後二者であって前二者は必ずしも截然としたものではない。それで発掘調査当時得られた資料で最も明瞭に描かれているものは、「天保年間鹿兒島城下絵図のみであったから、この画線は第25代藩主島津重豪の二之丸拡張に伴い内濠を閉塞した折、石材の大きさや工法が異なったのでこの画線が生じたとする見解もあった。筆者もその中の1人である。しかし本県関係者が上記の「鹿兒島城絵図」を確認するに及んでこの疑問は一掃されたと言える。つまりこの画線は慶長初期の築城から90年余りの絵図に描かれていることからして、「築城当時の姿を今日に伝えている」の一言に尽きることになる。

#### 建物跡について

二之丸跡で検出された建物跡は23か所である。これらの建物跡はそれらが検出された場所、

それぞれの建物に関わる栗石の規模・用材・施工などを基に推定されるが、建物の規模、構造及び建物の内外から検出された遺構・遺物で建物に付随或いは関係あると見られるものを加えて、ア。人々が常時居住し或いは城内で生活する人々の暮しを分掌して担うため建てられたと見られるもの。(SB1・2・4・11・12)

イ。武器のほか日常生活に必要な器具・器材・食料を貯蔵保存するために建てられたと見られるもの。(SB3・5・6・15・16・17・18・19)

ウ。人々の出入りを検分し城柵を防護するために建てられたと見られるもの。(SG1・2・3・4・, SF1・2・3・4)

エ。武術錬成を行うために建てられたと見られるもの。(SB7)

オ。騎乗の馬1匹を飼育するために建てられたと見られるもの。(SB9・10)

カ。城の守護神を祭祀するために建てられたと見られるもの。(SS1・2・3)

キ。その他(SB8)

のように分けることができる。これらのうちSB1・SB2・SB3・SB4はSF1で囲まれた同じ区画の中に所在する。その上SB1・SB2・SB3は何れも最上位の同じ地層に栗石が検出されている。就中SB1・SB2の2棟は二之丸跡に検出された建物としては建造時期が最も新しいものの一つである。就中SB1, SB2の2棟の梁行は、共に南北方位である。一方天保年間鹿兒島城絵図に描かれている建物の棟は、同じ南北方位で遺構SB1・SB2と一致するから、これが絵図のひとつに相応するものであることは確かである。そしてこの2棟は正徳3(1713)年大火後に再興された建物であったのではないかと推知する。次に、SB1・SB2の下からSB4が検出されている。SB4は前二者のかなり下方にあるだけでなく、桁行はSB1・SB2と異なり東西方位である。桁行が東西になった建物は、先の天保年間鹿兒島城下絵図の二之丸のこの位置には見られないから、SB4は層位的に勿論のこと、絵図等の資料と対比してもSB1・SB2に先行する建物であることは明白である。

SB5・SB6は深さ0.8m・幅員0.1m前の掘り方に、凝灰岩礫と軽石円礫を用材にして堅牢な地業を施した布基礎をもつ建物跡である。この二つのうちSB5は中程に同じ布基礎とほぼ円形の坪地業を施した跡が知られている。布基礎はSB5をこの部分で間仕切りしてあったことを示すものに違いない。また、坪地業は当初初間仕切りしてあった建物を改修したため、構造が変わったことを示していると考ええる。SB6はSB5に比べ規模が大きい。これは中央に礎石を置いた構造のものでSB5の改修後と同様である。成尾常矩鹿兒島城指図は二之丸のこの位置に東西2棟の「クラ」を明示してあるので、SB5・SB6はこれに相応するものとして特定することとした。

ところでこのように深い掘り方に凝灰岩礫を主に、軽石円礫を混ぜて固く突き固めた布基礎を伴うクラは一体どのようなものであったのであろうか、粘土と漆喰の土蔵は到底考えられないから、壁の下位数段が石積でその上が土蔵と同じ構造或いは壁全体を石積みした石蔵の何れかであったものと推定する。

SB7は東西方位を棟とする桁行3間・梁行1間の建物跡である。桁行の柱間は3.6m(12尺) 梁の柱間は6.8m(22尺) であるが東柱等の跡痕は確認されていない。成尾常矩の鹿兒島城指図はこの位置に「御稽古所」を記しているが、これに類する建物跡はこの周りには知られていないからこれが御稽古所跡であることは確かである。

SB9・SB10は共に、東西約19m(63尺)・南北約3.6m(12尺)の建物跡である。2棟のうち北側の柱列はSD3に近接した南側に、南の柱列はSF4の北側に沿ったところにあるものも見られる。SB9は南北2列の栗石が検出されている。桁行は5間で柱間の中心距離は東から4m(13.3尺)+3.6m(12尺)+3.6m(12尺)+4m(13.3尺)+3.6m(12尺)で必ずしも等距離ではない。梁行は柱間3.6m(12尺)の1間である。SB10の桁行は5間で柱間の中心距離は東から3.6m(12尺)+4m(13.3尺)+3.6m(12尺)+4m(13.3尺)+3m(13.3尺)で前者同様不同である。特に北側の桁行に対応する南側の桁柱列はSF4に沿ったところに想定されるが、遺構が重複することもあって些か無理があるようにも思う。しかしこの凝灰岩角礫群の中以外に栗石のまとまりは検出されていないので得心せざるを得ない。さて、このように東西の柱間5間・南北の柱間が1間で二之丸西南隅に所在する細長い建物は一体何であったのであろうか。「通昭録」巻之七には鹿兒島城の事として、廩は全部で12軒がありその内訳を書き記してある。その中に「二軒は長さ5間、横2間」のものがあることを記してある。通昭録は後に二之丸を拡張した第一代藩主島津重豪幼少期の頃の鹿兒島城の現況を書き記したものであり、検出された遺構の柱間1間は通昭録と同じでない。しかし、柱間の中心距離は3.6m(12尺・2間)であり、所在の位置・規模・構造などから通昭録に記されたのと同じ廩2間に相応する建物が後世にも、この地にあったとして廩跡に特定することとしたい。

SB10としたものは、G-21'~24'の画線に沿った礎石を伴う石積列とF-21'区にあって前者との明が想定されるもの及びH・I-24'・25'画線上に位置する石積、さらにH-21'区に検出された漆喰の張床からなるものである。

SB11はI-21'~24'区に検出された石積列と漆喰張りした遺構及びL-21'区を中心に検出された遺構にK・L-23'・24'区の礎石を伴う張床を取り込んだものである。この二つの遺構は何れも石材は同質の凝灰岩の切石を用いてあるだけでなく、石積の間にある礎石も同質の切石を用いてあること、漆喰の張床がところどころにあること、F~N-21・22の画線上に方形に整えた栗石が同じような規模、同じような工法の形状であることなどから二つの建物跡は当初から一体的なものと想定していたものであるが、別個の建物跡と見られるので分離すべきであるとの見解が寄せられたこともあって上記のとおり分離した。しかし、建物個々の検討を繰り返してここで改めて一体的なものとして取扱うこととした。この遺構は、建物の中のあちこちに凝灰岩切石を用いた石積みであること、煉瓦を積んだ遺構があること、漆喰で床を張っていること、建物跡に大きい木桶があること、近くに凝灰岩を削り抜いた水槽が検出されていることなどから水を多用するところであったものと想定される。ところで例の成尾常矩鹿兒島城指図は、ほぼSB10、SB11に相応する二之丸のこの位置に「御台所」を明示してある。御

台所は二之丸で規模が最も大きく棟は東西方位である。検出した遺構は他と異ってSB11だけをとりも規模は二之丸で最も大きく棟は東西方位であるから、これにSB10とした部分を加えたとしてもSB11の規模・形状・性格を損うどころか、規模は一段大きく、形状は更に拡充し、性格はまた深化して成尾指図と同じようなものになることは必定である。従ってSB10・SB11が御台所であることを疑う余地はないものと考ええる。

SB15・16・17の3棟は何れも二之丸北東隅にあつてSKの南に所在する。3棟のうちSB15だけは長辺が南北方位であるのに対し、SB16・SB17は共に東西方位である。このSB15は長さ19m(63尺)・幅員4.2m(14尺)であつたが、遺構の最も大きな特徴は軽石円礫を並べた上に方形に整えた凝灰岩製板石を組み合せた敷石が東西両側と中央に検出されていることにある。SB16は長さ8.6m(28.6尺)・幅員4.0m(13.3尺)の規模で、周辺には軽石円礫を並べてある。軽石円礫の間は所によって炭化した植物質の細片や煤がついたような漆喰片が検出されているほか、南面に近いところには排水石管SD⑥を埋設してある。SB17はSB16と漆(SK)の間に所在する長さ8.5m(28.3尺)・幅員3.3m(10尺)の軽石円礫でもって囲繞したものである。しかし、これは南面を延長した東にも同じような軽石円礫のまとまりが検出されているから、本来は3.5m(11.6尺)程東へ延びていたものと想定される。縮小されたのは多分後世SB15を建設した折に、ここを取り込んだためSB16とほぼ同じ規模になったのではなからうか。こうしたことから軽石円礫で囲繞した3つの遺構はSB17がSB16に先行するが、SB16の時期はSB15に較べどのようになるのかははっきりしない。しかし、同方位で揃えてあることからしてほぼ同時期ではあるまいか。また建物跡とした場合、礎石或いは柱穴は検出されていないのでこれらの遺構を特定できる知見は残念ながら得ていない。それでこの遺構及び性状等については今後の検討課題に譲ることとした。

なお、SB15はSB16・SB17と異なり内漆を含む二之丸庭の歩道の畳石であると考えたが、クラであるとの進注がありそれによって編集されたので小項の標題と記述内容は齟齬がある。

SB18・19・20のうちSB18・SB19は、排水溝SD1を中にしてほぼ相対する東西に検出された軽石円礫を同高に並べた遺構である。SB18は長さ20.3m(67.6尺)・幅員3m(10尺)、SB19は長さ4.2m(14尺)・幅員3.1m(10尺)、SB20は長さ5.5m(18.3尺)・幅員4.2m(14尺)の規模であるから遥かにSB18が卓越した大きさである。次にSB18の東面は、排水溝SD1のA-4'~6'区の直線部とほぼ同じ線上に位置するだけでなく、SB18を避けるようにしてA-6'区の南半から流路を東へ変えている。また排水溝(SD)1はA-9'区の半ばまでは直線状に敷設してあるが、A-8'・9'区画線近くからは東へほぼ直角に流路を変えている。SB18の東面に沿って並んだ3本及びこれと離れた1本の凝灰岩製石は、共に排水溝(SD)1のA-4'~6'、A-9'・10'の東側側石と同じ線上に所在する。こうしたことからSB18は排水溝SD1を少々東へ移設してそこに建設したことになる。また、排水溝SD1がSB18以前に建設されたものであることは明白である。

SB19は、排水溝SD1の東に沿って建設されているがその建設時期は次のことから排水溝

SD1とはほぼ同時或いは若干後である。つまり排水溝SD1とSB19は、共にSB19の南にあるSB19と同じようなSB20の一辺を断っているから、SB20は排水溝SD1以前のものである。また、SB19が排水溝SD1同様SB20を断切っていることからすれば、SB19は排水溝SD1と同じ頃或いは若干後世のものに推定されよう。

なお、SB20はSX4の上に建設したものである。

SSは、内濠に近い二之丸東北隅に3棟分が検出されている。この中のSS1は、一辺が概ね9m(30)の方形に石囲いしたものであるが、後詰めの栗石があることや、石囲いの北西に沿い3m(10尺)を隔てた東西の相対するところに柱穴2本が検出されていることなどから、社殿は2段或いは3段の余り高くはない凝灰岩切石を平積みした石垣の内に建立されたのではなかったろうか。その構造は勿論知る由はないが一部に掘立柱を用いたものであったことも考えられる。また社殿は石垣の検出状況をはじめ、所在位置から石垣の南面が正面であったに違いない。SS2はSS1と同じような規模のものであるが、外構は幅員0.5mに拳大の栗石を敷詰め、その上に凝灰岩切石を平積みしたもので前者とは全く異っている。これは東面の南端に凝灰岩切石2本が知られているので確定的であるとしてもこれ以上のことは明らかでない。しかし石垣の用材は、SS1とはほぼ同じようなものを用い規模も同程度であるから、SS1と同じような規模の建物であったものとされよう。検出している遺構からして、SS1と明確な相違は基礎に栗石を用い地業を堅牢にしてある点にある。SS3は、SS2の中に設けられた一辺約7mの遺構からなるものである。この石囲いは、間知石と余り変らない形に整えた凝灰岩を平積みしてあるが南面は不揃いである。その理由は必ずしも明らかでないが、石垣の構造と関わるのではなかろうか。SS3はSS2の内側に造営されているだけでなく規模、用材、工法でSS1、SS2とは相異なることから三者の中で最も新しい時期に建立されたものと推定する。またこれら三者は、何れも二之丸の北東つまり鬼門に所在するので、「鬼門除け」として建立されたのではなかったらうかと考える。そして三者はSS1、SS2、SS3の順で造営され、一番古いSS1は二之丸普請当初のもの、SS2は元禄9年の大火後の再建、SS3は正徳3年以降に建立されたものと推定する。

b-1区に想定されるものがある。しかし、この遺構は本丸跡に位置するので本報書では取扱っていない。b-1'~4'区に検出された東を面とする大型の凝灰岩割石とその南端に平行する凝灰岩を伴う遺構SX1は、元禄9年の鹿兒島城絵図の内濠の中に位置するので内濠を埋設した後、造営したものであることを物語っている。つまり軍事的に重要な役割を担っている筈である内濠を埋立てる程、石段SX1は鹿兒島城の機能上重大な地歩を占めるものであったとも云える。成尾常矩鹿兒島城指図は、石段に続く北側に「門」の印があり門があったことを示している。また藩主の鹿兒島城出立を記した正徳4年(1714)の記録は、藩主は「本丸桜之門から御中門を通り二之丸御門(後の矢来御門)から城外に…」と見えることからするとそうしたことが造営当初から行なわれていたのかどうかはともかく、また石段建設の時期は明らかでないにしてもここに石段が築かれてからは、本丸と二之丸の通路はもとより本丸から城外への通路に



なっただけではなからうか。その時期は多分二之丸を拡張した第25代藩主島津重豪の時期もひとりの可能性としては考えられないでもないが、正徳4年の記録を基にすれば鹿児島が大火で焼失した元禄9年から記録に見える正徳4年までの18年間のこととすべきである。勿論これは別項で取扱った内濠（SK）をa-1'~4'区で閉じたことを含めた上でのことである。

SG1はa・A-10'区のSD②、a-A11'区のSD③の内側に検出された、それぞれ2個の礎石とSD②・SD③の東に接する凝灰岩割石の縁石からなるものである。門の内側にある凝灰岩礫の南北の中心距離は、概ね1.8m（6尺）・東西の中心距離は0.9m（3尺）であり、その位置から二之丸の西の木戸門であろう。

SG2はd-17'区からc-16'区に続く排水溝SD⑩とb-16'・17'区に検出された排水溝SD⑪及びd-f-17'区、A-D-17'区とa-16'・17'区にあって曲折した凝灰岩角礫などから想定されるが、連続した栗石や礎石などは知られていないからこの規模や構造は知り得くもない。しかし、この辺りの様子について成尾常矩鹿児島城指図は、この南に「御廩を北には御馬乗馬場」、更に御馬乗馬場に沿って「御馬見所」を示してある。また、先に引用した通昭録は御城門数之事として「御廩平門二」と見える。御廩平門二は当然鹿児島城内のことであり、本丸は藩主の起居の藩内の武士の統制・軍事などに関わる役方を始めとする諸役人があって「御召御馬」5匹位はあるものの、門は示されていないので御廩平門の一つにSG2を比定できるものとする。

SG3は、F-19'区に検出された相対する東西の凝灰岩礫からなるもの、その南にあって東西方位に連続する並ぶ凝灰岩割石を用いた縁石などからなるもので内幅4.5m（15尺）の門が考えられる。二之丸は天明7（1788）年以降は南側へ拡張されているのでこれを拡張以前の南御門跡とすることはその所在位置から些か疑問である。特に二之丸跡を西から東に流れる排水溝（SD）2・3・4の3本のうち、最も北側のもとの内濠（SK）A-M-1'~3'区までの間は約60m余りである。これに対しSD4の南は北側の約半分の30m余りである。しかし、元禄9年の鹿児島城絵図は南側は格段に広く、到底このように狭小でなかったこと推測させる。従って排水溝（SD）4が二之丸拡張前の南限であれば南御門と云えなくもない。しかし、検出された所在場所からはそのことは全く見込めないからこれは南御門でなく規模が余り大きくない木戸門、就中後述のとおり御廩手門の可能性を考慮することとした。

SG4はR・S-16'区に検出されている凝灰岩切石遺構から推定されるものである。これはその形状から門の南側一角をなすものと見られるが、これに相対する今一つの北側一角は確認されていない。しかし、これが二之丸跡のほぼ中程に所在し、正面西の突当りに石垣があってそこが虎口になっていること、これまで知られている各種の鹿児島城図や成尾常矩の鹿児島城指図などから二之丸造営当初の「二之丸御門」（後の矢東御門）跡であったものと見分する。

#### 石管水道（WP）

石管水道は長短8本が判明している。このうち2本は排水溝（SD）2の北側に6本は18'・19'区を主に検出されたものである。排水溝（SD）2の北側に検出されたWP1は東西方位で

なく稍々斜行しWP 2はほぼ南北方位に敷設してあって、南側のものとは方位を異にするにとどまらず始終も明らかでない。このWP 1・WP 2に対し、他の6本は排水溝(SD) 2に沿った18'区を中心に東西に敷設されている。6本の中でその全体が確認されているものは、共にf-18'区から始まりS-17'区で終るWP 8とR-16'区で終るWP 5である。この二つと異なり、M-18'区から始まってO-17'区で終るWP 8は短小である。またWP 7はO・P-18'区の2か所でWP 6の上に架設してあるので施工の前後関係を知ることができる。更にWP 5は階段(SR)の下を潜りWP 7は階段の仕切石を避けている。この違いが単に施工上の範囲内にとどまるのか施工の時期差を示すのか必ずしも明確でない。

次にWP 5・WP 6の2本は先に述べたように二之丸の西端のf区から始まっている。WP 8は余りにも短小で始終は不明である。またWP 2はこれも既述のとおり南北の方で敷設してある。WP 5・WP 6が始まる18'区は二之丸造営当初から内濠(SK)は置かれなかったところであるがWP 2の西側は内濠(SK)が及んでいたのでWP 2は濠(SK)を避けて南から導いたことも考えられる。更に、18'区に石管水道が集中していること、SR階段(SR)の仕切石の下を通じているものがあることなどからWP 2・WP 5は二之丸造営に併せて敷設されたことは否めないものと考えられる。

次にこれらの石管水道は長さ0.4~0.8m・幅員・厚さ、共に0.3m前後の凝灰質角柱に径0.1m前後の円孔を穿ち、それらを漆喰で接合してある。ただそれにとどまらず石管水道の多くは側面の一か所に径0.6~0.08mの円孔を設け、これに同大の石栓を漆喰で固定してある。石管水道の大方はこの石栓を上面にして接合してある。この石栓については調査時、水道圧を減圧調整するものではないかとの考え方を聞かされただけでなく筆者自身もそうした考え方をもった1人である。果して凝灰質方形角柱に穿った円孔と漆喰で固定した同質の石栓はそのために設けたのであろうか。二之丸の西方城山の中腹にある導水路と石管水道の落差は約30mであるからこのような落差で石管水道が壊れるような水圧が加わるとは考えられない。それにも拘らず大部分の石管はこのような細工を施したものであるから水圧調整とは別の石管製作工程の都合によったものではないとも考えるが、減圧調整、石管製作工程の何れが見込まれるのか確答を得たいところである。

#### 鹿兒島城本・二之丸の縄張りについて

鹿兒島城は慶長初め頃に普請した規模と今日残るものはどうなっているのだろうか。本丸跡についてはこれまで発見されている諸記録から大方は今日残っているものは創建時の縄張りのそのままに近いものと理解されているようである。しかし、二之丸跡については第25代藩主島津重豪が二之丸の拡張を行ったこともあって、創建時二之丸の範囲は確定されていなかったと云える。ところが今回の二之丸跡の発掘調査及び近年発見された元禄9(1696)年の鹿兒島城絵図の所在が明らかにされたことにより創建時の二之丸跡の推定が可能になった。

先ず発掘調査の資料は検出された排水溝(SD) 4、御台所(SB12)の遺構から創建時の二之丸がここで終るのでなく、南に拡大していたことが現実であったことを示している。その範囲

は簡の鹿児島城絵図と今日の現況を比較して、市道を中心にした現市立美術館と相対する北側までが考えられる。創建時二之丸はこれだけでない。内濠は本丸と二之丸を画するところ、二之丸西側の石垣に沿ったところ、更にこれから城山の麓（現黎明館駐車場）へ繞らしてあるなど今日とは較差があったことが明らかになっている。これに対して本丸は先に述べたとおりである。

## 第2節 鹿児島城の縄張りについて

鹿児島城は1602年に島津家久が築城し始めている。それは鹿児島城本丸跡の報告書の文献で既に紹介されており、疑えない史実としてとらえてよい。

その資料の中に鹿児島城の事も五味克夫先生が文献を掲載しておられ、城の縄張りがわかるものとして注目される。

今回、本丸跡報告の後、新資料として東京大学資料編纂所で発見された、元禄・宝暦の絵図面は鹿児島城の範囲や個々の名称がはっきり明記した江戸中期の資料として注目される。

また、鹿児島美術館蔵の天保年間の鹿児島城下絵図は江戸後期の資料として注目される。ここでは、本丸跡と二之丸跡の発掘調査と各絵図ともにして、鹿児島城の縄張りについて取り上げることとする。

今回の発掘調査で、少なくとも3期は確認された。それは、社殿が3期あり、また、建物も2期重なって確認されている。

建物に関する、元禄の大火以前とその後、そして新二之丸に移った天明期に分けられ、2期あって史実に合致する。

社殿は新二之丸に移って新しく建立されれば3期でよく、明治6年の絵図にも記載されているので3期確認されて史実に合致する。

このことを踏まえると、文献や絵図面は信用される資料として取り扱ってもよいと考えられる。

本丸城の資料の中に、国監察使答問抄が掲載されている。次頁はその一部である。

それによると、鹿児島城は山城で本丸と二之丸は山中にあることになっている。これは、元禄・宝暦の絵図面に記載されていることと合致する。現在の本丸・二之丸は居所となっており、ここは平時の時の館と考えて良い。そして、城山の本丸・二之丸は有時の時の詰めの城として考えて良い。すなわち、この城の形態は中世の山城の型で造られている。

しかしながら、江戸後期の天保の絵図面では、居所に本丸・二之丸が描かれており、この時期には下場が本丸・二之丸に変わっている。このことは推測にすぎないが、島津重豪が天明年間に二之丸を今回調査した区域から、鹿児島市教育委員会が調査した新しい二之丸に移っているので、このころから、下場の居所が本丸・二之丸となっていると考えられる。その移した時の文献にははっきりと二之丸のことが記載されておりうらづけられる。

天保の絵図面には城下の様子がよく描かれており、また、現在の地名と重なる所が多く城の縄張りを研究するうえで良い資料である。

それを見ると、現在の長田中学校と県庁の間には堀があり、これは吉野橋堀と国監察使答問抄には記し吉野橋と新橋がかかっている。この堀は北の防御施設の一つとして考えて良い。

現在の市役所前の電車通りには名山堀があり東側の防御の一つとして考えて良い。

現在の博物館前の大通りにも堀があり、南の防御の一つとして考えて良い。東部分の一部には俊寛堀という部分があり、現在も地名が残っている。

この俊寛堀の北側には枡形があり城で言う入り口の部分と考えられる。

この枡形と名山堀の間には土塁が積上げられ東の防御の一部がある。土塁の北側は下札の辻と言うところがあり、御用の出入口が設けられている。この下札の辻から居所の地は御領と記載されている。

防御施設で言うと吉野橋堀・名山堀・俊寛堀と南側り堀は外堀になり、今回調査で発見された南堀と居所の北側にある北堀と東側にある堀は内堀になる。

すなわち、鹿兒島城の縄張りには山城を含めた地域と外堀や土塁で囲んだ所が設定される。その山城は城山全体で新照院口の野首の部分で夏陰の塁と区別できる。

このほかに国監察使答問抄によると、御曲輪内土屋敷として、城山の大手口側（城の南側）に6箇所、岩崎に（吉野橋堀の北側）41箇所設けられており、外曲輪の役目を土屋敷がはたし

## 国監察使答問抄

鹿兒島御城之事

文治二年頼朝公より御元祖忠久公薩隅日御拝領御代々御伝領、慶長七年、家久公初<sup>ニ</sup>当御城取立御居住以来御居城<sup>ニ</sup>被遊候、

本丸<sup>ニ</sup>之丸并御城山中間敷之事

当御城者山城<sup>ニ</sup>、繪図面<sup>ニ</sup>者本丸<sup>ニ</sup>之丸と被記置候得共、櫓屏堀等無之、南大手口、北岩崎口、西新照院口御門有之、土番被仰付置候、大手口より新照院口迄七町四拾二間、新照院口より岩崎口迄七町三拾三間有之、本丸者大手口之上、<sup>ニ</sup>之丸者御下屋敷上松林也、

御城間敷之事<sup>付</sup>堀之事

御城并御庭御下屋敷迄廻拾七町二十九間、良方外城長二町七間、横幅十間半、深サ二丈、東裏通一町廿七間、北方入一町廿八間、南方入一町四十七間、西方<sup>ニ</sup>之丸山際一町五拾六間、東裏通城一町四拾五間、横幅九間、深サ五尺、北方堀入一町二十間、横幅九間、深サ一丈、南堀入一町五拾七間、横幅九間、深サ五尺也、橋者櫓門前一ツ<sup>ニ</sup>、<sup>ニ</sup>北之方、長屋門、前者土居通<sup>ニ</sup>、<sup>ニ</sup>橋無之、都<sup>ニ</sup>一重橋構<sup>ニ</sup>、<sup>ニ</sup>外郭無之、

御曲輪内土屋敷之事

大手口へ六ヶ所、岩崎へ四十一ヶ所

御下屋敷前空地之事

中小路より東八十一間、横五拾八間、同西百三拾六間、横五拾七間半、

吉野橋堀之事

岩崎口より海際迄四町十六間、内吉野橋より上二町七間修覆、公儀へ及御届候、御堀幅吉野橋十間半、新橋十六間、海際二拾六間、深六尺五寸、

外形之事

千石馬場行当り前々より外形と唱来候得共繩張等無之、

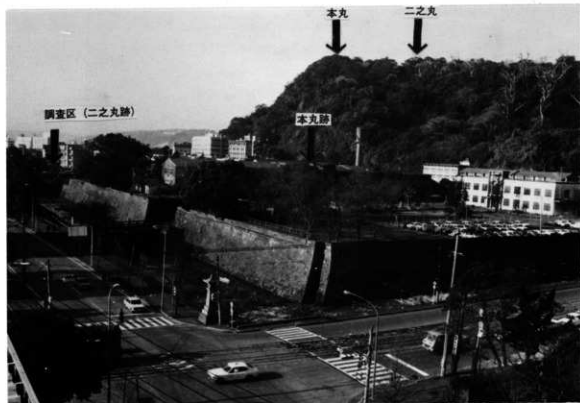
ている。

鹿兒島城を大まかにとらえると、これらの外曲輪が防御施設になり、これらは北の稲荷川、南の甲突川に挟まれた地域になる。

今回では以上のようなことがわかったが、鹿兒島城は近世の城としては、中世的な部分がかなり残っている城である。

☒

版



北方より遠景



南方より遠景

図版 2 瀑



調査状況



西側



西側石垣



瀑底

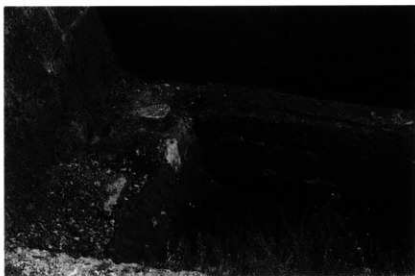


東側石垣





流し口



瀑底

図版 4 排水溝 1



北方より



蓋を取った状況



遠景



近景

図版 6 大建遺景



建物 1・2・3



建物 4



全 景



石 畳



入口の段



雨水排水溝



雨水排水溝



入口横の木枠

図版 8 倉基礎と門跡



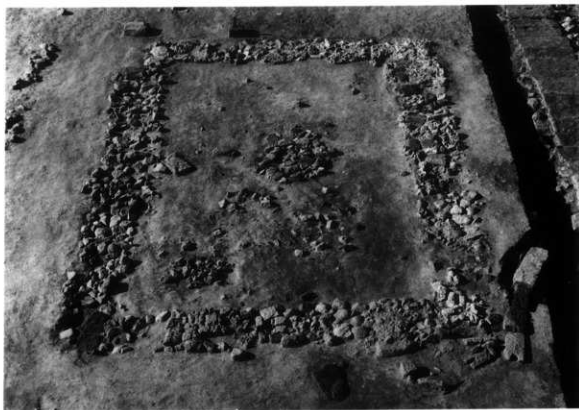
建 物 6



建 物



門の排水溝



建物 5



建物 5 の基礎断面

図版10 倉跡と社殿跡



建物 19. 18



社殿 1. 2. 3





通路の階段



石管水道排水溝



全 景



樹 溜



樹溜の階段



底 面

圖版13 石列・建物・石壇・大鉢



石 列



建物 8 全景



大 鉢



石壇 5 全景

図版14 石管水道(1)



遠 景



近 景



近 景



排水溝利用のもの



階段部



近景



近景



近景

図版16 井戸1



地表面部



地下部(上)



石面



地下部(下)

御薬園方坪基礎



石組遺構



石組列



图版18 御菜園方跡坪基礎近景







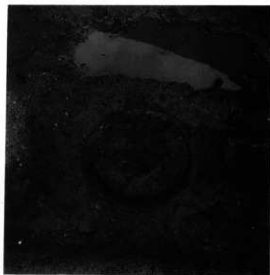
地上部



地下部



甕(上部から)



甕を取り上げた状況

図版20 御台所跡と砲弾



御台所遺構



排水溝



砲弾



レンガ積遺構



レンガ積遺構



水槽(石製)



坪基礎



坪基礎

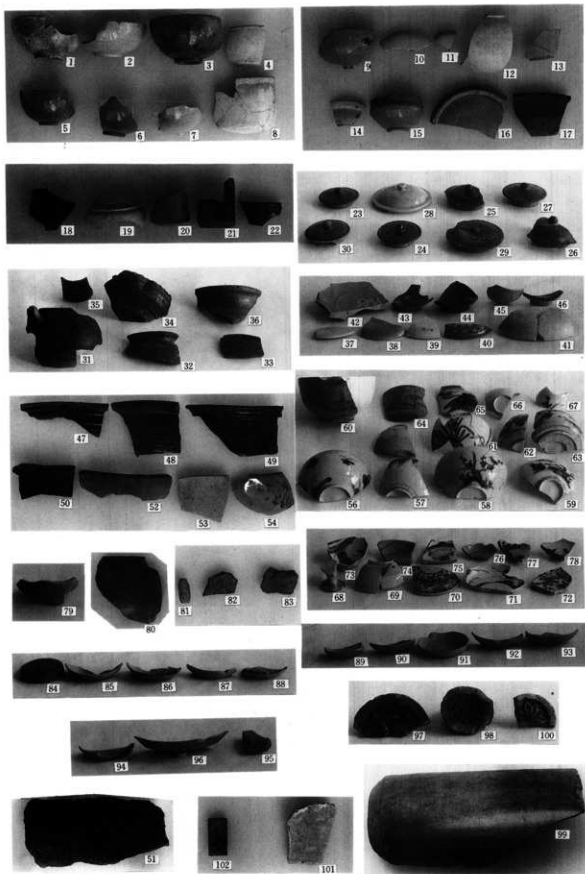


坪基礎

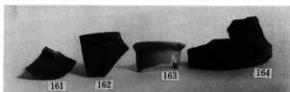
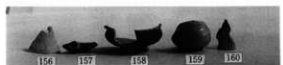
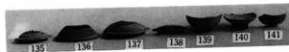
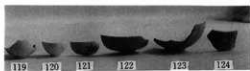
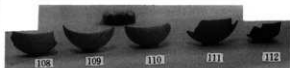
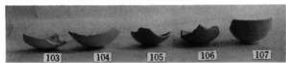


下層の角木

図版22

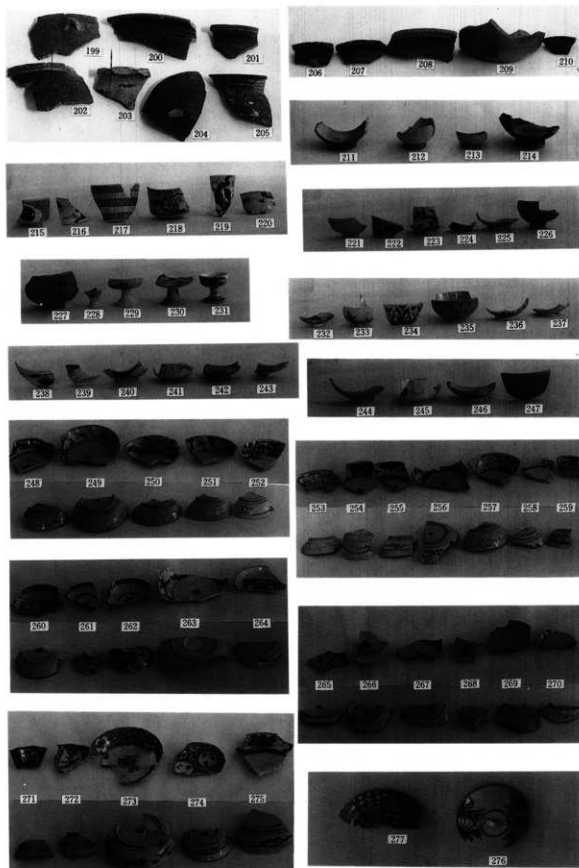


大建下層の出土遺物



大建内の出土遺物(1)

図版24



大建内の出土遺物(2)